

〈指定研究〉

「未公開刑事記録の保存と公開についての総合的研究～4大逆事件関連記録の発見を端緒として～」

刑事確定訴訟記録法の現代的課題

— 司法資料の保管・保存と活用をめぐる —

西本成文*・石塚伸一**

はじめに

1. 司法資料の意義
2. 刑事確定記録訴訟法
 - (1) 刑事確定訴訟記録法の制定
 - (2) 関連規定の整備
 - (3) 運用に対する批判
3. 刑事参考記録一覧の公表
 - (1) 刑事参考記録の指定
 - (2) 非公開であった刑事参考記録一覧
 - (3) リスト公表にいたる経緯
 - (4) 現在の動向について
4. 国立公文書館移管の意義
 - (1) アーカイブズとしての刑事司法資料
 - (2) 難航する公文書館移管
 - (3) 国立公文書館に移管されるための根拠
 - (4) 文書のライフサイクルの視点から

むすびに代えて

はじめに

本稿は、裁判所・検察庁等の司法関係機関および弁護士・裁判官・検察官等の法曹関係者が所蔵する刑事事件記録の保存をめぐる現代的課題を検討することを目的とする。とりわけ、刑事裁判の確定記録の保管・保存・閲覧等を定めた刑事確定

訴訟記録法¹⁾（以下「刑事記録法」という。）の検討が当面の課題となる。

1999（平成11）年、内閣に司法制度改革審議会が設置され、裁判制度の改革、国民への司法サービスの向上、法曹養成制度の改革など多岐にわたる議論がなされた²⁾。その成果である『司法制度改革意見書』³⁾には、国民的基盤の確立（国民の司法参加）のための条件として、①分かりやすい司法の実現、②司法教育の充実、および③司法に関する情報公開の推進は掲げられている。同意見書には「裁判所、検察庁、弁護士会における情報公開・提供を推進すべきである。判例情報をプライバシー等へ配慮しつつインターネット・ホームページ等を活用して全面的に公開し提供すべきである」⁴⁾と明記されている。

以下においては、まず、日本における司法資料について概観する。つぎに、刑事記録法に焦点を当て、訴訟記録の保存と公開に関する議論をとりあげる。さらに、2020年に実現した法務省による刑事参考記録一覧⁵⁾の公表について概説した後、これらを踏まえ、近年における公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）⁶⁾の運用の展開を踏まえ、国立公文書館への刑事参考記録の移管の意義について確認する。

1. 司法資料の意義

司法資料とは、広義においては「国家の司法作用において作成蒐集された記録の全体」⁷⁾と定義

* 龍谷大学犯罪学研究センター・リサーチアシスタント、兼龍谷大学矯正・保護総合研究センター嘱託研究員

** 龍谷大学法学部法律学科 教授

され、狭義の司法資料、すなわち、「法律・規則等の特別の定めによって作成・保管される訴訟に関する資料のうち適用除外されていないもの」と区別される。刑事訴訟法53条の2において、『訴訟に関する資料』は、情報公開法および公文書管理法の対象にならない旨を規定する。訴訟に関する資料には、刑事被告事件に係る訴訟の記録のほか捜査中の刑事事件の捜査記録、不起訴記録が含まれていると解され、①進行中の捜査に支障が生じること、②不起訴記録については関係者の名誉・プライバシーの観点から、原則不開示の運用がなされている⁸⁾。民事訴訟法92条は、「秘密保護のための閲覧等の制限」を設け、1項においてプライバシーに関すること、2項において営業秘密について規定するため、秘密記載部分の閲覧は当事者に限られる。

司法作用において作成・収集された記録を国民が閲覧できるようにするという制度は、日本国憲法82条「裁判の公開」にその憲法上の根拠をもつ。その目的は、裁判の公正の担保および裁判の国民に対する理解を深めることであるとされる。また、憲法24条の表現の自由から派生する国民の知る権利もその根拠となっている⁹⁾。しかし、現行法上、全ての司法資料に対するアクセスが保障されているわけではない。

訴訟記録の保存法制に弁護士の立場からさまざまに提言した竹澤哲夫は、保存法制の問題点として、①史料保存理念の欠如、②保存機関が分散していること、③公開と利用の観点の欠如をあげた¹⁰⁾。そして、制度上の理念として『刑事、民事の諸事件はその次代の人の営みや世相風俗をうつし、諸々の社会の矛盾を反映し、国家と人民の関係を鋭く投影する。訴訟記録には、判決という結論に向けて碎いて樹になが主張・立証されたか、そのための当事者・関係者の叡智と努力の跡がしるされている。〈中略〉刑事・民事の訴訟記録の中には貴重な文化遺産として、判決そのものとともに後世にのこすに値し、のこさなければならぬものが少なからず存在する』と述べた¹¹⁾。

裁判記録の保管・保存と、すべての人に対して閲覧を保障することは、裁判の公正を担保するとともに、国民の知る権利を保障することを究極目

的としていることを改めて確認し、司法資料の保管と利活用に関する検討の出発点とする。

次章では、刑事記録法の運用について概説する。

2. 刑事確定記録訴訟法

(1) 刑事確定訴訟記録法の制定

第二次世界大戦後の1949（昭和24）年に制定された刑事訴訟法¹²⁾（以下、「刑訴法」という。）は、同法53条1項において、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りではない」と規定した。何人にも記録の閲覧を認めたところが、戦後の民主化と国民の知る権利の高揚を反映していたと言える。

ただし、刑事裁判の特性に配慮し、公判の開廷前の訴訟に関する書類の公開を禁止し（同法47条）、裁判の終結以前は、当事者以外の者は、原則として、刑事司法資料にアクセスすることはできないとした¹³⁾。

なお、裁判員裁判制度の導入にともなう刑事訴訟法の一部改正（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律」）¹⁴⁾によって、証拠開示に関する明文規定が新設されたが、ここでも、開示証拠の第三者への提供は制限されている（同法281条の4）。

制定直後の記録法53条2項には「訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については別に法律で定める」（現在の53条4項）との規定があったが、法務省と検察庁、最高裁判所、日本弁護士連合会弁護士会などとの調整が難航し¹⁵⁾、40年近くの間、関連法の制定はされなかった。ようやく1978（昭和62）年に刑事記録法が制定され、翌年から施行された¹⁶⁾。

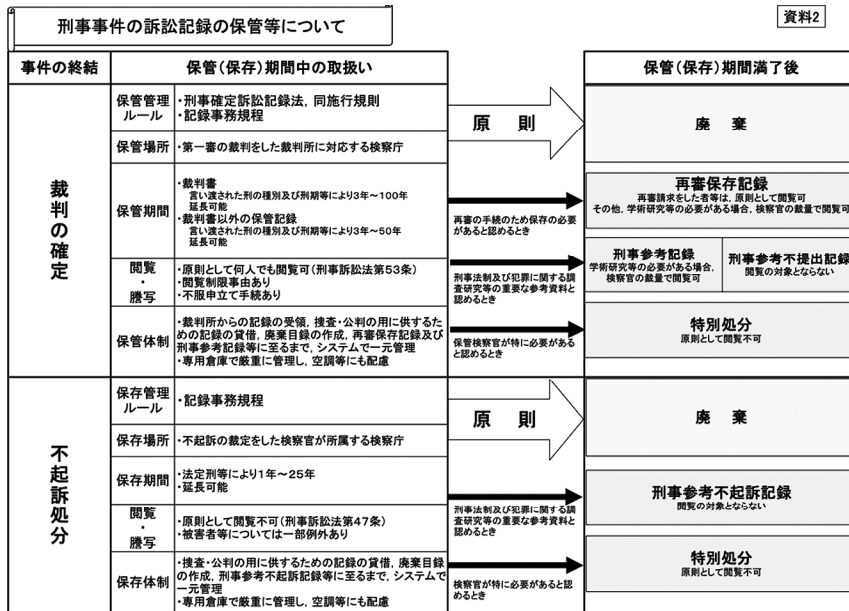


図1 公文書管理の在り方等に関する有識者会議において法務省から提出された資料¹⁷⁾

(2) 関連規定の整備

訴訟記録の保管・管理は、刑事記録法のみならず、刑事確定訴訟記録法施行規則¹⁸⁾（以下、「規則」という。）および記録事務規程¹⁹⁾（以下、「規程」という。）によって運用されている。対象となるのは、刑事事件で裁判所に提出され訴訟記録、確定記録である。刑事記録法では、再審保存記録、刑事参考記録という枠組みを定めている。

刑事記録は、裁判の確定後、第一審裁判所に対応する検察庁の検察官（「保管検察官」）により保管される（刑事記録法2条1項）。再審のため保存の必要がある記録については、保管検察官が保存すべき期間を定め、期間経過後も保管することができる（「再審保存記録」刑事訴訟記録法3条1項）。「刑事参考記録」は、同法9条1項に『法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする。』と定める²⁰⁾。

(3) 運用に対する批判

上記図1のような運用については、刑訴法53条の定める「原則と例外」が逆転しており、市民の

閲覧の自由が著しく狭められているとの厳しい批判がある²¹⁾。

すなわち、刑事記録法4条2項は、1から6号まで閲覧制限事由を定めている。とりわけ、3号が「保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき」と定めていることから、3年を経過すると原則閲覧不可となってしまう。さらには、例外として閲覧の可否を決定する際の判断基準が不明確であり、保管検察官による恣意的な運用を許すことになっている。

日本弁護士連合会は、刑事記録法については、以下の5項目について、法改正を求めている。

①「再審保存記録」「特別処分記録」「刑事参考記録」の閲覧の請求権化（4条関連）、②閲覧制限事由を規定した記録法第4条第2項第1号ないし同第3号の削除、③閲覧許可記録の謄写の請求権化、④刑事判決原本及び刑事判決原本以外の刑事確定訴訟記録の国立公文書館における永久保存、⑤永久保存記録選定に際しての諮問の5点である²²⁾。

⑤については、「永久保存に際しては、法務大臣が、日本近現代史や刑事政策・刑事法制、犯罪現象などに関する専門的知識を有する研究者、ジャーナリスト、弁護士などの有識者によって組織

される諮問会議の意見を聴いた上で、「歴史公文書等」の該当性を判断する基準を設け、これに従って運用し、毎年、その運用状況を諮問会議に報告して意見を聴き、その意見を付して公表する規定を設けること」とする詳細な要求を掲げている²³⁾。

3. 刑事参考記録一覧の公表

(1) 刑事参考記録の指定

刑事参考記録は、刑事裁判の記録（保管記録又は再審保存記録）について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料にあるに、法で定める保管期間が満了した後も保存するものをいう（刑事記録法第9条）。刑事参考記録の指定は、記録を保管している検察庁の長からの上申に基づいて、法務大臣が行う（規程18条）。刑事参考記録として指定する記録には以下のものがあげられている²⁴⁾。

- ア 死刑に処する裁判により終結した被告事件
- イ 国政を揺るがせた犯罪に係る被告事件
- ウ 犯罪史上顕著な犯罪に係る被告事件
- エ 重要な判例となった裁判がなされた被告事件など法令の解釈適用上特に参考となる被告事件
- オ 無罪の裁判により終結した被告事件のうち重要なもの
- カ 検察審査会による起訴をすべき旨の議決に基づいて公訴が提起された被告事件
- キ 全国的に社会の耳目を集めた犯罪に係る被告事件であって特に重要なもの
- ク その他当局において刑事参考記録として保存する必要がある旨通知した被告事件

法務大臣は、学術研究のため必要があると認める場合、その他法務省令で定める場合には、申出により刑事参考記録を閲覧させることができる（刑事記録法9条2項）。

2019（令和元）年12月25日に、法務省は「刑事参考記録」のリストをホームページに公開した。リストには、罪名、確定年、刑名・刑期、事件名

等、保存庁が記載されている。現在、法務省から一部公開された刑事参考記録の総件数は、2020（令和2）年12月31日付けで、854件にのぼる。最も古い記録は1883（明治16）年に確定したものであって、2015（平成27）年に確定したものまで記載されている²⁵⁾。

(2) 非公開であった刑事参考記録一覧

刑事参考記録は、上述のとおり、刑事記録法に基づいて指定され保管されるものであるが、どの事件が指定されていてどれくらいあるのかについては、不明確であった²⁶⁾。過去に刑事参考記録の一覧情報を求めて情報公開請求が行われたが、一覧について保管庁以外はすべて黒塗りとされ、指定状況に関しても氏名、罪名、刑名刑期、確定年月日、さらには記録の冊数まで黒塗りされていたという事例がある²⁷⁾。

情報公開・個人情報保護審査会は、不開示としたことは妥当であると判断したものの、注目すべき付言を残した。

『法7条は、開示請求に係る行政文書に法5条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合であっても、当該文書を開示することが公益上特に必要があると認めるときは、行政機関の長の裁量により、当該文書の開示をすることができるとしている。本件対象文書に掲載された事件には、著名なものも含まれる上、裁判の確定から100年を超えるほどの長期間を経過した事件もあるところ、対象となる情報が個人又は法人の権利利益の侵害が問題となる場面であることから、法7条の適用に当たって、特に慎重な検討が必要であることは明らかであるが、同条の趣旨に照らせば、これらも一律に裁量によっても不開示することができないとすることには、審査請求人の指摘する刑事参考記録の社会共有財産的な性格を考慮すると、にわかに納得し難いものが残る。そこで、諮問庁においては、その裁量権の適切な行使による開示に向けて、どのような事件が刑事参考記録として保存されているかが分かる情報を明らかにすることの

是非や、その具体的範囲、方法等を更に検討していくことが期待される』（下線は筆者）。

(3) リスト公表にいたる経緯

以下では、法務委員会における発言の要旨を紹介する。

第195回国会衆議院法務委員会

（平成29年12月1日）²⁸⁾

林政府参考人（法務省刑事局長）の答弁により、以下の事実が明らかになった。

- ①刑事参考記録に指定されている（2017年時点）ものは845件であること。
- ②刑事確定記録は、基本的に非常にプライバシーを含んだ記録であるため、一定の保存期間が経過するとそれを廃棄することを前提にしているが、顕著な、非常に耳目を集めたような重大な事件、あるいは国政を揺るがす犯罪に関する被告事件などについては、これは歴史的な文書、歴史上の文書としても非常に重要で保存が必要である。
- ③刑事参考記録についても、プライバシーの観点から記録自体が残っていると、リストとしてそれを掲げることについては弊害があり、具体的な事件について、それが刑事参考記録になっているのかわからないのかということについて回答することは困難である。

第196回国会衆議院法務委員会

（平成30年3月23日）²⁹⁾

上川法務大臣より、刑事参考記録の公文書移管について所見が答弁される。

「刑事裁判記録としての保管期間が経過し、かつ刑事参考記録として保存する必要性がないと判断されるもののうち、歴史資料として重要な公文書等である歴史公文書等に該当すると判断されるものについて、公文書等の管理に関する法律第四章の規定により、国立公文書館等への移管等がなされるものというふうに承知をしていること（軍法会議、二・二六、五・一五事件の会議の記録について、平成28年10月に移管）」

第196回国会衆議院法務委員会

（平成30年4月4日）³⁰⁾

2012（平成24）年から2016（平成28）年の5年間で、刑事参考記録の指定の解除が、15件あったことについて辻政府参考人（法務省刑事局長）の答弁より、15件のうち1件は特別処分とし、それ以外の14件は廃棄された事実が明らかになった。

第196回国会衆議院法務委員会

（平成30年4月6日）³¹⁾

辻政府参考人（法務省刑事局長）は「刑事参考記録の指定解除の仕組みは、平成25年に設けられたものだが、従前、時の経過等によっては参考記録であっても保存の必要がなくなる場合が想定され、その趣旨を明確化したものである。平成25年以前における刑事参考記録の指定解除および廃棄という事実はないと考えるが、行政文書の保管期限等の関係もあり、正確なところは判別が困難である」と述べた。

第196回国会衆議院法務委員会

（平成30年4月18日）³²⁾

上川法務大臣より「公文書管理・電子決裁推進に関するプロジェクト・チーム」を立ち上げ、適切かつ確実な公文書管理や電子決裁推進のための方策のほか、刑事参考記録を含む刑事裁判記録の保管のあり方等についても、具体的な検討を行い、必要に応じて、順次、運用上の改善を図っていくことが答弁される³³⁾。中村（最高裁判所長官代理者）より「大津事件、大逆事件、虎ノ門事件と言われている三つの事件の記録が最高裁判所に特別に保存されており、閲覧の希望がある場合には個別的にその可否を判断することや、公文書館への移管については今後の検討課題であること」が答弁された。

2018年（平成30）年9月28日に、上川法務大臣より閣議記者会見の場において刑事参考記録のリストを公開する意向が示されることとなった³⁴⁾。

(4) 現在の動向について

2021（令和3）年に上川法務大臣より閣議後記

者会見の場において現状と展望について説明がなされた³⁵⁾。

上川法務大臣は、公文書や行政全体に対する国民の信頼を確保するために、公文書の在り方を見直していくことが重要であるとして、①平成30年4月には、法務省に「公文書管理・電子決裁推進に関するプロジェクトチーム」設置し、適正かつ確実な公文書管理のための方策とともに、刑事参考記録を含む刑事裁判記録の保管の在り方等について、令和元年11月以降保管中の全ての刑事裁判記録の廃棄を留保しつつ検討を進め、明治期前半の治罪法時代の刑事参考記録の国立公文書館への移管を試行するなどの取組を実施、②新たに、刑事参考記録に指定する事件の類型について、検察審査会において起訴議決がされた事件を新たに追加するなど、刑事参考記録として指定する事件の範囲を拡大。③刑事参考記録として指定されるべき事件が漏れなく指定されるように、刑事参考記録の指定に当たっての判断基準を具体的に設定。④研究者や弁護士の方々など、外部の方から刑事参考記録の指定の要望を受け付ける仕組みについて、改めてその周知を図る、⑤外部の方からの要望の判断に当たって、有識者の御意見を聴く仕組みを設ける、⑥検察庁職員に対し、刑事参考記録の指定に関する研修を行うなどの取組の実施、⑦刑事参考記録の適切な指定や保存等に関し、専門的知見をもつ国立公文書館のアーキビストの協力をあおぐ、ことが示された。

4. 国立公文書館移管の意義

(1) アーカイブズとしての刑事司法資料

2011年(平成23)年より施行されている公文書管理法は、その制度趣旨について、次のように定めている。

「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関す

る基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」(1条)。

公文書管理法の制度的意義は、公文書の作成から廃棄ないし永久保存までの流れを一貫したシステムのもとに置き、保存公文書のアーカイブズへの移管を義務付けることにある。東京大学総合博物館のサイトによれば、「アーカイブズとは、組織または個人がその活動に伴って生み出す記録のうち、重要なものを将来のために保存する施設であり、同時に資料そのもの³⁶⁾と定義されている。アーカイブズは、組織にとっては「自分たちはかつて何を、どういう方法で実施したか」という先例や歴史を参照することができるという利益がある。「さらに公的機関であれば社会に対して施策の記録を保存し公開する責務がある³⁷⁾」と言える。後代の人たちは、アーカイブズに保存された資料を見れば、それを生み出した組織やその活動がわかる。ベスト・プラクティスを参照することもあれば、過ちを二度と繰り返さないための「反面教師」を見ることもできるであろう。

司法資料も、その例外ではない。司法機関は、刑事判決原本や刑事確定訴訟記録はもとより、裁判所・検察庁・法務省等の司法行政文書を保存し、アーカイブを創る責務を負っているといえよう。

(2) 難航する公文書館移管

民事判決原本については、関係者の努力もあった、公文書館への移管に成功した³⁸⁾。しかし、刑事記録については難航している。

2018(平成30)年9月の「第11回 公文書館のあり方に関する有識者会議」において、法務省刑事局参事官(山元裕史)は、国立公文書館への移管について、次のように述べている³⁹⁾。

裁判書については、「刑事確定訴訟記録法の適用がない明治14年までの裁判書については、2004年に国立公文書館へ移管された。それ以降の裁判

書にいては、死刑、懲役または禁固に処する確定裁判の裁判書について、歴史的・文化的資料として別途保存する必要性の有無等を検討するため、保管期間を超えても、当分の間保存している。将来的には、公文書館に移管することを現在検討している（（註）39議事録9頁）。」

これに対して、裁判書以外の記録については、「閲覧に際しての判断や一般の閲覧に供されるということによって、捜査・公判あるいは個人のプライバシー等に関する種々の判断を求められることになる、あるいは弊害を生じるおそれがあるということから、裁判書以外の記録については、公文書館移管には問題があると考えている。なお、刑事参考記録等については、引き続き保管する（同10頁）。」

刑事訴訟記録のデジタルアーカイブズ化については、「事件関係者の名誉」や「犯罪の手段等」にかかわることであり、公開の手続についても厳格に法定されていることから、「一般に広く公開することを予定しているデジタルアーカイブズ化は、行っていない（同10頁）。」と述べた。

（3）国立公文書館に移管されるための根拠

刑訴法53条の2の3項は、訴訟に関する書類については公文書管理法の第二章にある規定を適用しないこと規定するが、公文書館法14条は、「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする」、「内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる」（同条2項）⁴⁰⁾旨、規定する。これを基に、2014（平成26）年8月、内閣総理大臣と法務大臣は、「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の申合せ⁴¹⁾をおこない、実施された⁴²⁾。

法務省が保有する刑事事件に係る判決書等の訴訟に関する書類のうち、歴史資料として重要な公文書その他の文書にあたるものは「歴史公文書等

の適切な保存のために必要な措置」として、①廃棄措置の停止、②内閣総理大臣が独立行政法人国立公文書館の意見を聴いて策定する移管計画に基づいた移管がされた。あわせて法務省から移管された特定歴史公文書等の利用の制限についても申し合わせがなされている⁴³⁾。公文書管理法第16条第1項第3号に規定する利用の制限は、所定の情報が記載されている場合に行われ⁴⁴⁾、当該利用の制限に関する事項については、他の行政機関から移管された特定歴史公文書等の利用の制限に関する公文書管理法の規定の例が準用される。

（4）文書のライフサイクルの視点から

近年、ライフサイクル論の考え方に基づく統合的文書管理システムが一般化している。文書の一生を作成から廃棄ないしは永久保存までの流れとして捉え、「現用」段階、「半現用」段階、「非現用」段階の3段階に分けて保管機関を振り分ける。①現用文書は現場の担当部署、②半現用文書はレコードセンターと呼ばれる中間的集中保管庫、③非現用文書はアーカイブズでそれぞれ管理するという考え方である⁴⁵⁾。

このような観点から見れば、刑事確定訴訟記録は、研究者にとっては、「非現用」期段階にある「歴史公文書」である。しかしながら、実務家から見れば、検察官は刑の執行あるいは前科前歴に関連する「現用」記録であると言うであろう。当事者や弁護士は、再審請求のための無罪等を証明する新たな証拠だということになる。刑事参考記録の移管問題は、現用・非現用問題に決着をつける「ルビコーン」になるかもしれない⁴⁶⁾。

他方で、米国ディビッド・ベアマンは、「現代社会におけるアーカイブズ活動の目的は、第一に、記録を組織活動の証拠 evidence として保存公開し、それによって人権の擁護や歴史事実の検証を保障することであり、第二に、組織体が自らの記録を情報公開することによってアカウンタビリティ accountability を果たし、市民の知る権利と自由を保障することである。」と述べている⁴⁷⁾。刑事記録の閲覧と利活用はどのようなものが考えられるだろうか。ひとつには、再犯防止推進のための研究のための総合的・多面的研究である⁴⁸⁾。

アーカイブ化に際しては、刑事司法に関する研究者や実務家の視点からだけでなく、広く歴史学者、社会学者、心理学者、犯罪学者、法学者など幅広い観点からアーカイブ資料の意義を検討すべきであろう。

むすびに代えて

刑事参考記録の移管を契機に、いま一度、司法資料の公開と利用について再考する必要がある。

日本における司法資料の取扱いは、法律実務家の利便性をもとに運用されており、司法制度改革において示された国民的基盤をもとにした司法への参加が制限されている状況である。訴訟記録は公共財であり、どこでも、だれもが情報にアクセスできる（ユビキタス・アクセス）ことが求められる。記録からアーカイブへと舵をきり、すべての市民の知る権利の保障を目指すべきである。広く国民の利活用に資する制度運用を目指すなければならない。

注

- 1) 昭和62年法律第64号
- 2) 司法制度改革審議会 <https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index.html> (本稿のインターネットリソースは、すべて、2021年3月15日最終閲覧)
- 3) 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—平成13年6月12日司法制度改革審議会」
<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>
- 4) 前掲註3)「司法制度改革審議会意見書」にある「IV国民的基盤の確立—第2国民的基盤の確立のための条件整備—3. 司法に関する情報公開の推進」
<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-4.html>
- 5) 法務省「刑事参考記録一覧」(令和2年12月31日現在) <https://www.moj.go.jp/content/001310989.pdf>
- 6) 平成21年法律第66号
- 7) 浅古弘＝岩谷十郎「司法資料保存利用問題」『法制史研究』第44巻(1994年)165頁。浅古は具体的に以下のものが司法資料にあたるとする。①裁判所記録(法廷記録、裁判官記録、司法行政記録など)②捜査機関記録、③弁護士記録、④当事者記録、⑤証拠物
- 8) 総務省「第8回情報公開法の制度運営に関する検討会 平成16年11月30日(火)」配布資料3「刑事訴訟関係記録等についての検討資料」
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286922/>

- www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/pdf/041130_k_03.pdf
- 9) 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011年)656頁および[註48]307頁～318頁。
- 10) 竹澤哲夫「訴訟記録保存法制の現状と問題点」『戦後裁判史断章——弁護士の体験から』(光陽出版社、2006年)285頁～286頁。
- 11) 竹澤哲夫「刑事確定訴訟記録法の制定経過をめぐって」『戦後裁判史断章——弁護士の体験から』(光陽出版社、2006年)298頁。
- 12) 昭和23年法律第131号
- 13) 民事については、次の文献を参照されたい。塚原英治「裁判の公開、裁判記録の保存と利用(1)・(2)」『青山法務研究論集』第16巻、2018年、23頁～53頁および第17巻、2019年、83～113頁。
- 14) 平成19年法律第60号
- 15) その背景に、裁判所と法務省側の対立および弁護士会・学会等が訴訟記録の保管・保存問題について無関心であったと指摘されている。詳しくは、竹澤哲夫「刑事確定記録訴訟法の制定経過をめぐって」『戦後裁判史断章——弁護士の体験から』(光陽出版社、2006年)295～296頁参照。
- 16) なお、刑訴法53条についても、修正がなされた。
- 17) 「公文書管理の在り方等に関する有識者会議(第11回平成20年9月25日)」資料2 法務省提出資料<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koubun/dai11/siryou2.pdf>
- 18) 昭和62年法務省令第41号
- 19) 最終改正令和元年6月28日法務省刑総訓第6号
- 20) これらの刑事記録は保存期間が過ぎた後、検察庁の判断によって保管や廃棄がされていることに注意を要する(「特別処分」規程11条)。後述
- 21) 江川紹子「国民に検証可能な刑事司法を」(指宿信＝木谷明＝後藤昭＝佐藤博史＝浜井浩一＝浜田寿美男編『シリーズ刑事司法を考える 第0巻—刑事司法への問い—』(岩波書店、2017年)107頁～113頁。
- 22) このほか、刑事訴訟法第53条第1項但書と第2項の削除、刑事記録法の閲覧権制限の限定、保管保存件数・廃棄件数・運用状況等の公表のほか、記録の保管主体を裁判所とすることなどを求めている。
- 23) 日本弁護士連合会『刑事確定訴訟記録の保管、保存及び閲覧等に関する法改正及び運用改善に関する意見書』(2020年9月10日)
https://www.nichibenren.or.jp/var/rev0/0002/9023/opinion_200910.pdf
- 24) 法務省「刑事参考記録としての保存の要望について 2 刑事参考記録の指定について」https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji02_00013.html
- 25) 前掲註5) 参照。なお、リストには、下記のような注記がある。[罪名欄]法定刑が最も重い罪の罪名を記載し、その余は「等」として省略した。[確定年欄]被告人が複数の事件については、確定年が最も遅いものを記載した。なお、刑名・刑期欄 主刑のみ記

載し、付加刑（没収、追徴）は省略した。〔主刑〕死刑、無期懲役、無罪、免訴、刑の免除、公訴棄却、公訴不受理は把握できた限り全て記載し、有期刑及び罰金は最も重いものを記載してその余は「等」として省略した。〔無罪〕一部の事実について無罪の言渡しがあったものを含む。〔異なる被告人の刑名・刑期〕「/」で、同一被告人の複数の刑名・刑期は「・」で区切った。〔事件名等欄〕公開されている判例雑誌等を参考にしていわゆる事件名を記載した。『憲法判例百選（第7版）』掲載のものについては、同百選の掲載番号及び裁判年月日を記載した。

なお、〔番号849〕については、裁判書のみ刑事参考記録の指定上申がなされ、刑事参考記録に指定されている。

- 26) 竹澤は現用段階を過ぎた訴訟記録を保管から刑事参考記録としての保存に移すことの意義について『該当事件に裁判当事者が託した事件の処理等についてその趣旨、目的を達した後も国民的財産、文化遺産として永久に保存しようとする趣旨を含むものにほかならない。そうとすれば、保管から保存への情報等を含む保存に関する情報とその判断権限を保管庁当局が独占する合理的理由はない』と述べ、参考記録に関する情報不開示に批判を加えた。更に、参考記録の選定にあたっては、『訴訟記録における当該事件の一方当事者である訴追帳の一方的判断に委ねるのが適当であるとは思われない。…各地方裁判所（あるいは高等裁判所）の単位で法曹三者、マスコミ学者等を以て構成する審議会が考慮されるべきであろう』と提言していた。竹澤哲夫『刑事確定訴訟記録法の制定経過をめぐって』『戦後裁判史断章一弁護士体験から』（光陽出版社、2006年）299頁～301頁。
- 27) 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）』は、国民に対し政府の説明責任を全うする観点から、行政機関が保有する文書についての開示請求権（情報公開法3条）を定めている。決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、審査請求を行うことができる。審査請求があった場合行政機関は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した上で、審査請求に対する決定を行わなければならない（情報公開法十九条）。〔事例〕情報公開法に基づく刑事参考記録一覧等の一部開示決定に関する事例について（平成30年度（行情）答申 第244号）
- 28) 国会会議録検索システム「第195回国会衆議院法務委員会第2号平成29年12月1日」<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119505206X00220171201/154> 154（井出庸生）～174（井出庸生）
- 29) 国会会議録検索システム「第196回国会 衆議院法務委員会 第3号 平成30年3月23日」<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119605206X00320180323/6> 006（井出庸生）～037（上川陽子）
- 30) 国会会議録検索システム「第196回国会 衆議院

法務委員会 第6号 平成30年4月4日」<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119605206X00620180404/80> 080（井出庸生）～116（井出庸生）

- 31) 国会会議録検索システム「第196回国会 衆議院法務委員会 第7号 平成30年4月6日」<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119605206X00720180406/50> 050（井出庸生）～067（上川陽子）
- 32) 「第196回国会衆議院法務委員会第9号平成30年4月18日」<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/119605206X00920180418/135> 135（井出庸生）～156（辻裕教）
- 33) 法務省「法務大臣の閣議記者会見概要2018（平成30）年4月17日（火）」https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_01005.html 『「公文書管理・電子決裁推進に関するプロジェクト・チーム」を立ち上げ、適切かつ確実な公文書管理や電子決裁推進のための方策のほか、刑事参考記録を含む刑事裁判記録の保管のあり方等についても、具体的な検討を行い、必要に応じて、順次、運用上の改善を図っていくことにしました。』
- 34) 法務省「法務大臣の閣議記者会見概要2018年9月28日（金）」https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_01050.html

この記者会見に先立ち、「オウム真理教関連事件についての刑事裁判記録や死刑執行に関する行政文書を総体として将来に受け継ぐため、刑事裁判記録の法定の保管期間が満了した後も「刑事参考記録」として期限を定めず保存すること、死刑執行に関する行政文書も同様に期限を定めず保存するよう指示したことが明らかにされた」法務省「法務大臣閣議記者会見概要2018年8月3日（金）」https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_01034.html

- 35) 法務省「法務大臣閣議後記者会見の概要（令和3年2月12日）」https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00170.html
- 36) https://www.um.u-tokyo.ac.jp/web_museum/ouroboros/v18n1/v18n1_morimoto.html
- 37) 同上
- 38) 『Libra: The Tokyo Bar Association journal』Vol.21 No.4（東京弁護士会、2021年）2～18頁。
- 39) 平成20年9月25日、第11回「公文書管理の在り方等に関する有識者会議議事録」<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koubun/dai11/11gijiroku.pdf> 参照。審議官は、「刑事事件、刑事被告事件の訴訟記録には、多数の事件関係者の名誉やプライバシーあるいは極めて私的な事柄、あるいは犯罪にみずからがかわった事柄等が記載されている書類が多数含まれております。さらには犯罪の手段を示すものや、被害現場の状況が供述や写真等により詳細に記録されているというものであります。このように、その大部分が何らかの個人に関する情報でありますとともに、これが公にされますと、捜査・公判の維持、さらには治安・秩序の維持といった公共の安全等に支障を及ぼすおそれが大きいということから、行政機関情

報公開法につきましても刑事訴訟法で適用除外とされて、刑事確定訴訟記録法により保管手続や閲覧を規制していく、あるいは刑事訴訟法により規制していくという枠組みになっております」(9頁)と述べている。

- 40) 法務省は行政機関であるが、刑訴法53条2の3項の規定により、例外的に立法機関、司法機関と同様の「国の機関」として扱われる。詳細については、宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律(第3版)』(第一法規株式会社、2015年)271~275頁を参照のこと。
- 41) 「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(2014(平成26)年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ)
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou5.pdf>
- 42) 「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ)の実施について(令和元年7月3日内閣府大臣官房長・法務省刑事局長申合せ)」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou6.pdf>
- 43) 「法務省から移管された特定歴史公文書等の利用の制限について(平成26年8月25日内閣総理大臣・法務大臣申合せ)」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou8.pdf>
- 44) 1. 公文書管理法16条1項1号イからニまでに掲げる情報に相当する情報
 2. 公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがある情報
 3. 犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがある情報
 4. 関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがある情報
- 45) 安藤正人「司法資料の保存とアーカイブズ、アーキビスト」『自由と正義』Vol.54 No.7、(2003年)41頁。
- 46) 坂口貴弘『記録連続体の理論とその適用：記録の評価選別における機能分析プロセスを例に(組織の倫理と記録管理)』(「レコード・マネジメント」47巻、2004年)15~33頁にて紹介・検討されている「記録連続体(records continuum)論」が示唆に富む。民事における裁判手続きのIT化の動向とからめ、今後の検討課題としたい。
- 47) 前掲注45)39頁。
- 48) 矯正保護審議会は、『提言 21世紀における矯正運営及び更生保護』(2000(平成12)年11月28日)において、「仮釈放審理の充実及び仮釈放後の保護観察に資する観点から、参考情報を得るため刑事訴訟確定記録をより積極的に活用することとし、さらには本人の心身の状況及び犯罪の傾向等について専門家の所見を求めるとともに、事案に応じて被害者の感情を聴取する機会を設けるなどして、必要な情報の収集に努めるべきである」と述べている。

https://www.moj.go.jp/shingil/shingi_001128-3-1.html#3-6

参考文献

(論文)

- 浅古弘ほか「シンポジウム司法資料保存の歴史と現代的課題」『早稲田法学』第69巻第2号、(早稲田大学法学会、1993年)195~323頁。
- 浅古弘＝岩谷十郎「司法資料保存利用問題」『法制史研究』第44巻(法制史学会、1994年)163~201頁。
- 福島至「書評『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』福島至編」(『法学セミナー』第539号、1999年)118~119頁。
- 安藤正人「司法資料の保存とアーカイブズ、アーキビスト」(『自由と正義』Vol.54 No.7、2003年)37~45頁。
- 坂口貴弘「記録連続体の理論とその適用：記録の評価選別における機能分析プロセスを例に(組織の倫理と記録管理)」『レコード・マネジメント』第47巻(記録管理学会、2004年)15~33頁。
- 廣畑研二「司法省刑事参考記録考—ギロチン社事件記録を通して—」(『法律時報』第80巻4号、2008年)125~129頁。
- 廣畑研二「続・司法省刑事局参考記録考—司法省刑事局編纂調書を通して—」(『法律時報』第80巻12号、2008年)76~80頁。
- 林屋礼二「司法資料の保存と司法博物館」(『法の支配』第151号、2008年)46~56頁。
- 依田健「司法府から国立公文書館への公文書の移管について」『アーカイブズ』38号(国立公文書館、2010年)、46頁~56頁。
- 村上裕章「裁判所における情報公開—司法行政文書を中心として」『法政研究』第83巻1・2号、(九州大学法政学会、2016年)1~28頁。
- 中村誠「情報公開法等に基づく開示請求の対象外となる「訴訟に関する書類」について：行政文書が「訴訟に関する書類」にも該当する場合」『岡山大学法学会雑誌』第67巻2号(岡山大学法学会、2017年)226~195頁。
- 塚原英治「裁判の公開、裁判記録の保存と利用(1)」『青山法務研究論集』第16巻(青山学院大学法務研究学会、2018年)23~53頁。
- 塚原英治「裁判の公開、裁判記録の保存と利用(2)」『青山法務研究論集』第17巻(青山学院大学法務研究学会、2019年)83~113頁。
- 山田敏之「国の機関における公文書の保存について」『レファレンス』第836号(国立国会図書館調査立法考査局、2019年)1~27頁。
- 石塚伸一「刑事確定訴訟記録と学問の自由—学術に対する介入と研究者の“現存在(Dasein)”—」『龍谷法学』第53巻第4号、(龍谷大学法学会、2021年)9~35頁。
- 萩原淳「近代日本の司法関係資料の現状と司法政治史

研究の現在」『政策科学・国際関係論集』第21号、
（琉球大学人文社会学部、2021年）1～38頁。

澤康臣＝江川紹子＝清水勉＝青山善充＝永石一恵＝木
村英明「座談会」『Libra: The Tokyo Bar Association
journal』Vol.21 No.4（東京弁護士会、2021年）14～
18頁。

〈書籍〉

押切謙徳＝古江頼隆＝皆川正文『注釈 刑事確定訴訟
記録法』（ぎょうせい、1988年）

奥平康弘『ジャーナリズムと法』（新世社、1997年）

中村泰次＝弘中惇一郎＝飯田正剛＝坂井眞＝山田健太
『刑事裁判と知る権利』（三省堂、1994年）

右崎正博＝田島泰彦＝三宅弘編『情報公開法 立法の論
点と知る権利』（三省堂、1997年）

福島至編著『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』（現
代人文社、1999年）

福島至「刑事訴訟記録の取扱について」日本弁護士連
合会編『現代法律実務の諸問題（平成14年版）』（第
一法規、2003年）649～667頁所収。

竹澤哲夫『戦後裁判史断章——弁護士の体験から』（光
陽出版社、2006年）

平川宗信「刑事司法情報の保存と公開の法的枠組み」
『憲法の刑法学の展開——仏教思想を基盤として』（有
斐閣、2014年）398～408頁。

宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律（第
3版）』（第一法規株式会社、2015年）

江川紹子「国民に検証可能な刑事司法を」（指宿信＝木
谷明＝後藤昭＝佐藤博史＝浜井浩一＝浜田寿美男編
『シリーズ刑事司法を考える 第0巻—刑事司法への
問い—』（岩波書店、2017年）107～113頁所収。

公文書管理研究会編『実務担当者のための逐条解説 公
文書管理法・施行令（新版）』（ぎょうせい、2019年）

佐藤幸治『日本国憲法論（第2版）』（成文堂、2020年）

三宅弘『「情報公開法形成」「公文書管理」の論点ハン
ドブック』（シングルカット社、2020年）